

特記仕様書

委託名称 令和8年度 第1号 県営林委託事業（角井県営林）
事業場所 東近江市百済寺町地先

第1条 本事業の実施に当たっては、「県営(有)林事業仕様書」、「県営(有)林素材販売委託事業標準仕様書」および「滋賀県森林作業道作設指針」によるものとする。

第2条 上記仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第3条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について「「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- 1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2) 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託者の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第4条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格等を有している者を配置すること。

記

1. 間伐

- (1) 本数間伐率で20%以上、材積間伐率で35%以内となるように選木すること。
（保安林指定施業要件の上限）
- (2) 間伐出来高管理として施工管理表（プロット調査（本数間伐率））を作成すること。
 - ・プロットサイズは、1箇所当たり100 m²（10m×10m）とする。
 - ・箇所数：施業面積の2%以上
- (3) 場所により造林木の成立密度に差があることから、一律の伐採率で行うのではなく、間伐後の成立密度が一定となるよう伐採すること。特に、作業道近く、雪害跡地等では伐りすぎる箇所が発生しないよう注意すること。
- (4) 雪折れ、獣害により完全に立ち枯れしている立木は間伐実績に加えないこと。

2. 造材

4mを基本とする。

3. 搬出

- (1) 間伐木の内、価値のあるもののみを搬出するものとする。
搬出(=集材)材積：424 m³ とする。
- (2) 材積管理
 - ①出来形管理：県の示す山土場にて、樹種、末口直径（樹皮除く）、材長を計測し、集計表を作成する。材積の計算は、末口二乗法とする。
- (3) 山土場より中間土場（滋賀県森林組合連合会木材流通センター 東近江市尻無町 1168-5）へ運搬し引き渡しを行う。仕分けについては、引き渡し後センターにおいて行う。詳細については、「（特記仕様書別紙）伐採木の搬出について」による。
- (4) 搬出にあたっては、随時搬出材積の概数を把握するとともに、定期的に監督員の確認を受けること。
- (5) 搬出により作業道に生じた轍、亀裂等は整正、復旧したのちに撤退すること。

4. 森林作業道新設（滋賀県森林作業道作設指針による）

- (1) 森林作業道 L=650m W=2.5m~3.0m
- (2) ルートについては図面に示すとともに現地においてはテープによる目印をしているが、詳細な施工位置については、現地において監督員と協議のうえ決定する。なお、予算の範囲内で必要に応じて設計変更の対象とする。
- (3) 谷側盛土部分の転圧工程、地山側のほぐし工程においては竣工後に確認が出来ないため、監督員による段階確認を適時行う。段階確認の時期については監督員と協議により定めることとする。
- (4) 当該作業道が土砂災害の原因とならないように留意すること。特に、路面の雨水が一点に集中することの無いよう、その処理には特に注意をすること。

5. 施工管理・安全管理、その他

- (1) 間伐木の出来形管理は、下記ページに掲載する施工管理基準の本数調整伐を間伐に読み替えて行うこと。

・土木工事施工管理基準治山・林道

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/330214.html>

また、森林作業道の出来形管理は別表出来形管理基準によること。

- (2) 作業道については、全測点のうち、その1点以上をGPS受信機により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地第Ⅵ系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場作業等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることが出来る。

(3) 周囲測量

①区域設定

- ・周囲測量（実測）を間伐実施に先立ち実施すること。（必要に応じて設計変更の対象とする。）
- ・各測点に測点番号を記入した杭を設置すること。（5測点ごとにプラスチック杭等の腐食しにくい杭を使用のこと）
- ・全測点のうち、その1点以上をGPS受信機により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地系第Ⅵ系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場条件等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることができる。
- ・測位に使用するGPS受信機は、その公表されているカタログにおいてサブメーター以上の精度を有すること。
- ・測位した測点については、原則として別に支給する測位基準杭を使用すること。

②閉合誤差

- ・周囲測量の閉合誤差許容値は、図上距離の総和の100分の1以内とする。

③成果品

- ・位置図 縮尺は1/5,000を標準とする。
- ・平面図 縮尺は1/1,000を標準とする。
（ただし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。）
- ・周囲測量結果（調査延長のわかる資料）、野帳

(4) 使用機械等について

- ・降雪時には運搬ルートを考慮し、安全を確保すること。
- ・使用車両については、車検証またはカタログ等にて、車両総重量がわかるものを事前に届けること（使用機械および回送車含む）

(5) 降雨時には現場のパトロールを行う等被災防止のための対策を講じること。

(6) 土砂の持ち込み、持ち出しは行わないこと。

(7) 林内は火気厳禁とする。また林内で発生したごみは持ち帰ること。

(8) 作業中、他の車両の通行に十分注意すること。また、看板を設置し、林道通行車両等に対して安全を確保すること。

(9) 事前に経過道の点検を行い、安全な通行が出来ることを確認したうえで走行すること。

(10) 林道使用後は良好な路面状態に整形すること。

(11) 作業道は林道幅員外に起点を作設すること。

(12) スギ・ヒノキ外の樹種で、母樹となりえる木は残すこと。

- (13) 近隣で山林作業を実施している場合は、調整を行うこと。
- (14) 作業開始前には境界を確認し、誤伐を防止する対策を十分とること。
- (15) 入山口（林道）には通常時施錠中のゲートがあるため、鍵を貸し与える。なお、入山時および下山時のゲートを通過する毎に施錠をすること。
- (16) その他疑義が生じた場合は監督員と協議すること。